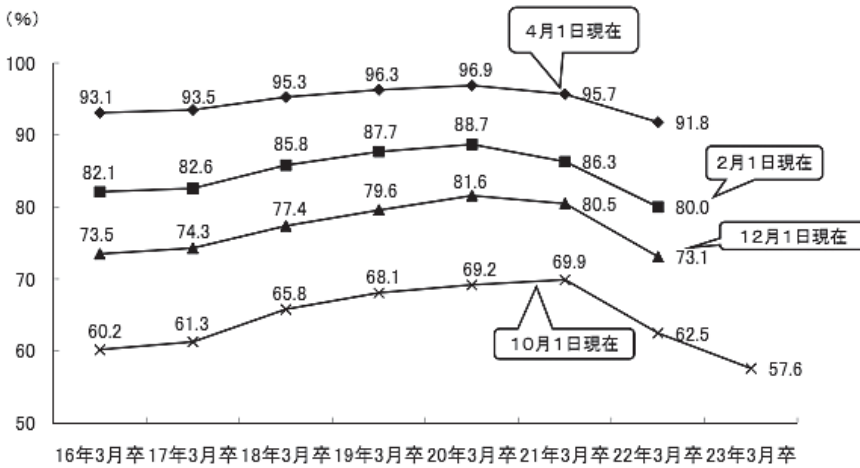




# 新卒者・若年者の就職に関する政府の緊急対策について

図1 就職（内定）率の推移（大学）



資料出所：「平成22年度大学等卒業予定者の就職」

図2 大学等卒業者の就職状況（4月1日時点）

年度(卒業年)	未就職卒業者数(万人)	対前年同期(万人)
平成8年度(平成9年3月卒)	5.8	-
平成9年度(平成10年3月卒)	5.6	▲0.2
平成10年度(平成11年3月卒)	7.4	1.8
平成11年度(平成12年3月卒)	8.8	1.4
平成12年度(平成13年3月卒)	8.0	▲0.8
平成13年度(平成14年3月卒)	7.5	▲0.5
平成14年度(平成15年3月卒)	6.9	▲0.6
平成15年度(平成16年3月卒)	5.6	▲1.3
平成16年度(平成17年3月卒)	5.2	▲0.4
平成17年度(平成18年3月卒)	4.0	▲1.2
平成18年度(平成19年3月卒)	3.3	▲0.7
平成19年度(平成20年3月卒)	3.1	▲0.2
平成20年度(平成21年3月卒)	3.7	0.6
平成21年度(平成22年3月卒)	6.6	2.9

資料出所：「大学等卒業予定者就職内定状況調査」(厚生労働省・文部科学省)等より作成

大学生を取りまく就職環境はきびしさを増す一方だ。二〇二一年卒業予定の大学生の就職内定率(昨年一〇月一日時点)で、過去最低の五七・六%を記録した(図1)。

就職が決まらないまま卒業する大卒者の数も増加している。二〇二〇年春に大学を卒業した学生のうち、就職を希望しているにもかかわらず、内定をもらえなかった人の数は前年より二・九万も多い六・六万人となった(四月一日時点)(図2)。

日銀が発表した「全国企業短期経済

観測調査(六月調査)でも二〇二一年三月卒の新卒採用計画は対前年度比五・五%減となっており(図3)、今後も採用の冷え込みが続くことが予想される。

こうした状況を受け、政府は九月に新しい経済対策「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」を閣議決定し、その中で「雇用」の基盤づくりとして、学生や就職が決まらないまま卒業した若者と求人意欲の高い中小企業とのマッチングを軸とした「新卒者雇用に関する緊急対策」を盛り込んだ。

厚生労働省はこれを受け、新卒者に対するきめ細かな就職支援を集中的

に実施し、将来ある新卒者の就職の実現に全力で取り組むこととし、同日、①「新卒応援ハローワーク」の設置②「新卒就職応援本部」の設置③「新卒者就職実現プロジェクト」の実施——の三つを柱とする対策をスタートさせた。

## 対策1

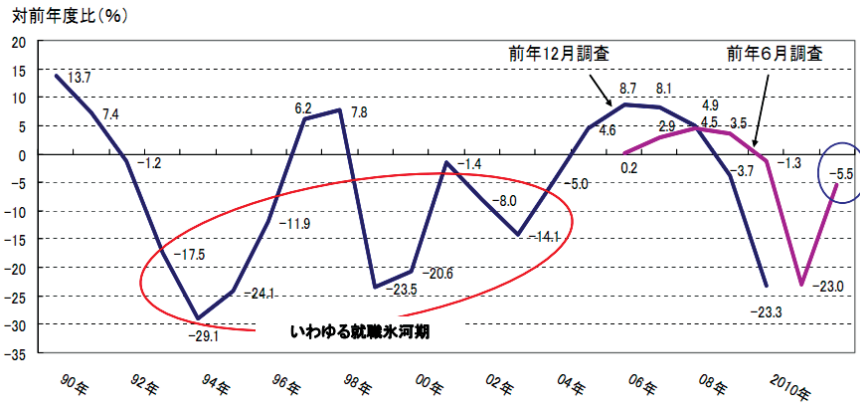
### 「新卒応援ハローワーク」の設置(図4)

学生と卒業後三年以内の既卒者の就職を専門に支援するハローワークとして、都道府県労働局に新たに設置されたのが「新卒応援ハローワーク」だ。新卒応援ハローワークでは「大卒就職

大卒就職ジョブサポーターは自分が担当する大学を訪れ、学生からの個別相談を受けるほか大学の就職支援担当者から学生支援のニーズを把握し、要望に応じて就職支援セミナーやガイダンスを開催す

ジョブサポーターが大学、企業との緊密なネットワークを構築し、学生の内定取得に向けたきめ細やかな個別支援を行う(図5)。

図3 各年3月新卒採用計画



資料出所：「全国企業短期経済観測調査（2010年6月）」（日本銀行）

図4 新卒応援ハローワークの設置による既卒者等への就職支援の強化

各都道府県労働局に、「新卒応援ハローワーク」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブサポーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

業務内容

卒業後3年以内の既卒者を重点に、以下の内容を実施。

- ① 大学等との連携による支援（大学担当者制の導入）
  - ・ 定期的な出張相談
  - ・ 大学等と連携した就職面接会の実施
  - ・ 大学の就職支援担当者への支援
  - ・ 保護者に対する相談等の支援（啓発文の送付等）
- ② 中小企業とのマッチングの強化
  - ・ ジョブサポーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
  - ・ ジョブサポーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布
- ③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実
- ④ 他地域での就職を希望する利用者への支援
- ⑤ 臨床心理士等による心理的サポート
- ⑥ 求人開拓の強化
- ⑦ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進

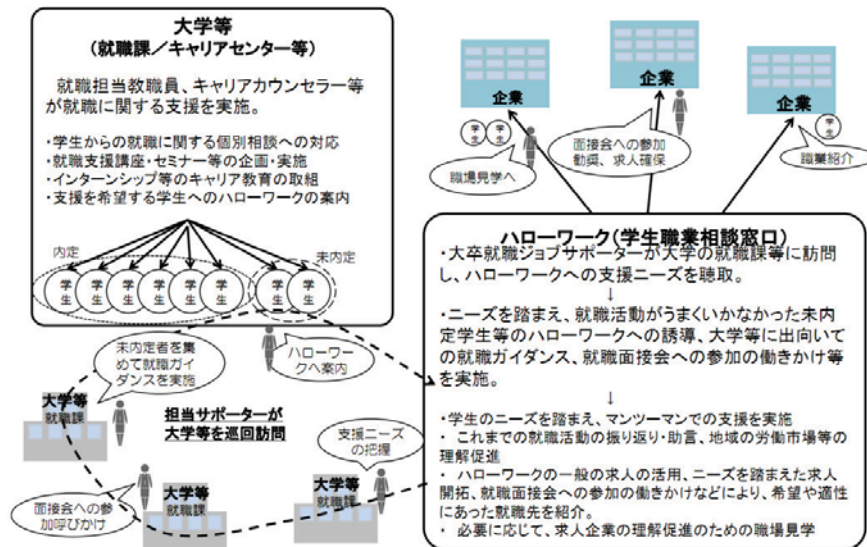


応募先の選定等就職活動の進め方についての相談を実施



求人検索コーナーでは、インターネットにより全国の学生求人情報を提供

図5 ハローワークと大学等との連携による未内定者の就職支援スキーム



対策2

「新卒就職支援本部」の設置

各都道府県の労働局に置かれ、地域の実情に応じた就職支援対策の企画・立案を行うのが「新卒就職支援本部」だ。都道府県労働局長（本部長）を中心に自治体や経済団体、労働団体、教育機関・団体などの関係者で構成される。事業主団体に対して採用拡大を要請するほか、「新卒者就職実現プロジェクト」

対策3

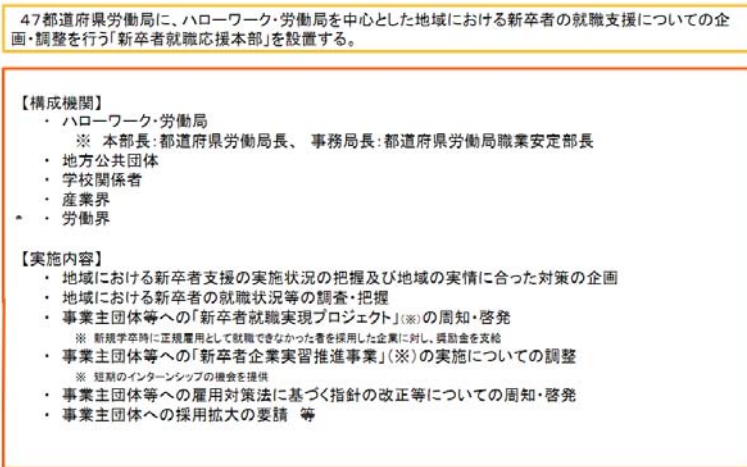
「新卒就職実現プロジェクト」の実施

卒業3年以内の既卒者の就職をバックアップするため、「3年以内既卒者トクアップ」プログラム、「3年以内既卒者トクアップ」プログラム、「3年以内既卒者トクアップ」プログラムなどからなる「新卒者就職実現プロジェクト」

を展開する。

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(図7)は大学や高校などを卒業後3年以内の既卒者を有期(原則三カ月間)で雇い、その後、正規雇用に移行させた企業に対して支給される。支給額は、有期雇用期間中は対象者一人につき、月額10万円。有期雇用期間終了後、正社員として雇い入れると、さらに対象者一人につき50万円が支給される。企業側の人件費の負担を減らし、採用のインセンティブを高める

図6 「新卒者就職応援本部」の設置



のがねらいだ。

一方、「三年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（図8）」は卒業後三年以内の既卒者でも応募できる新卒求人者をハローワークに提出し、そこからの紹介で卒業後三年以内の大卒者などを正社員として雇用した企業が対象。雇い入れから六カ月後に一〇〇万円が支給される。学生に対しても同奨励金を周知し、新卒応援ハローワークへ求職登録するよう呼びかける。

さらに学生や卒業三年以内の既卒者に対し、中小企業の仕事内容を具体的にイメージし、就職意欲を高めることを目的としインターンシップの機会を提供する「新卒者企業実習推進事業（新

卒インターンシップ事業）も行う。受け入れ期間は一日から最長で一カ月程度。受け入れ先となった企業には実習期間と受け入れ人数に応じた謝金を支給する。この事業は、大手企業や知名度の高い企業ばかりに目を奪われがちな学生に対し、採用意欲の高い中小企業にも目を向けさせ、両者のマッチングを行うことが目的だ。

厚生労働省はこれらの対策に加えて、雇用対策法に基づき、「青少年の雇用機会に関する確保等に関

図8 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

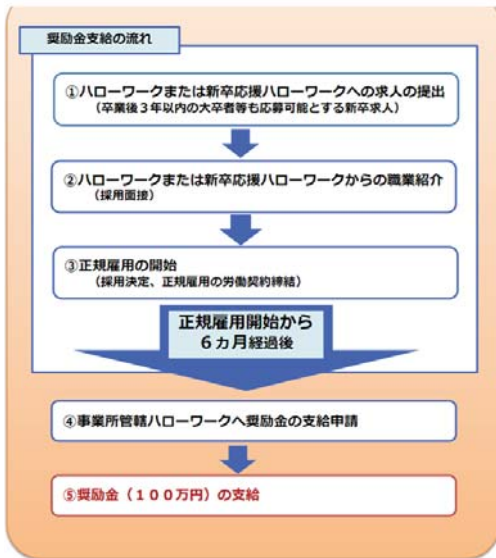
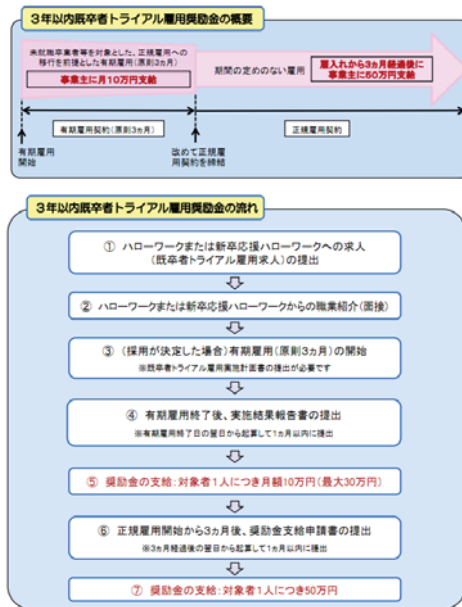


図7 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金



して事業主が適切に対処するための指針」を一月一五日に改正。企業が新卒採用を行う場合、その採用枠に学校を卒業後少なくとも三年間は応募できるようにすることなどを盛り込んだ。

厚生労働大臣は同日付で、主要経済団体に対し要請書を送付し、会員企業へ

(調査・解析部)

社会保険労務士、法律に関心を持つ人におススメ!

# 新訂版 職場のトラブル解決の手引き

— 個別労働関係紛争判例集

野川忍/監修 労働政策研究・研修機構/編

個別労働紛争のうち、問題の解決にどうしても法的な観点が必要となるものを例示して、参考判例を紹介し、司法の考え方を分かりやすく解説、解決の道筋を示した手引きです。全体を103の項目に分け、各項目は「ポイント」、「モデル裁判例」、「解説」の順に叙述され、実際の判例をもとに裁判所の判断傾向が把握できます。労働契約法等新しく施行された法律や、改正のあった法律を盛り込み、2005年刊行の改訂版をより充実させた一冊となっています。



A5版並製 457頁 2009年3月刊 ISBN978-4-538-41157-6

定価: 2,100円(税込)

(ご注文・お問い合わせ先) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel:03(5903)6263 Fax:03(5903)6115 E-mail:book@jil.go.jp